

第 11 支会地区防災計画

令和7年1月23日改正

第 11 支会地区防災対策委員会

計 画 の 構 成

第1部 総則	
1 計画の方針 P 1
(1) 計画の目的	
(2) 計画の構成	
(3) 計画の修正	
2 関係団体の業務大綱	
3 第11支会地区の概要	
第2部 災害予防計画 P 3
1 災害に強い地区づくり	
(1) 災害に強い体制づくり	
(2) 震災に強い地域づくり	
(3) 風水害に強い地域づくり	
(4) 防災知識の普及	
2 避難行動要支援者支援制度の推進	
3 災害対策用物資の備蓄	
第3部 震災応急対策計画 P 7
1 応急活動体制	
(1) 第11支会地区災害対策本部	
(2) 自治会本部	
(3) 情報連絡体制	
2 避難計画	
(1) 避難所等の開設場所	
(2) 避難所の運営	
第4部 風水害応急対策計画 P 10
1 応急活動体制	
(1) 第11支会地区災害対策本部	
(2) 自治会本部	
2 避難計画	
(1) 避難情報	
(2) 避難基準	
(3) 避難所（避難場所）の開設場所	
(4) 避難所の運営	
第5部 資料 P 14

第 1 部 総 則

1 計画の方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定、青梅市地域防災計画にもとづき、第11支会地区防災対策委員会の災害予防活動、災害応急対策に関して必要な事項を定め、もって、地域住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とする。

(2) 計画の構成

この計画は、次の5部の構成とする。

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 震災応急対策計画

第4部 風水害応急対策計画

第5部 資料

(3) 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、災害対策基本法の改正や青梅市地域防災計画の修正があった場合、その他必要があると認める場合は、これを修正する。

2 関係団体の業務大綱

機 関 名	業 務 の 大 綱
今井市民センター	<ul style="list-style-type: none">・青梅市災害対策本部との連絡調整に関する事。・管内の被害に関する情報の収集、伝達に関する事。・避難行動要支援者支援に関する事。
第11支会地区防災対策委員会	<ul style="list-style-type: none">・第11支会地区防災対策委員会の運営に関する事。・第11支会地区防災計画の策定・修正に関する事。・被害に関する情報の収集、伝達に関する事。・各自治会との情報連絡に関する事。・災害時要配慮者支援に関する事。
自治会連合会第11支会	<ul style="list-style-type: none">・管内の被害実態の把握および各種情報の収集、伝達に関する事。・各自治会との連絡調整に関する事。・避難所の開設および運営に関する事。

機 関 名	業 務 の 大 綱
消防団第3分団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水火災の防ぎよに関すること。 ・ 人命の救助および救護に関すること。 ・ 避難勧告等の伝達および避難誘導に関すること。 ・ その他消防および水防に関すること。
まとい会霞東支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の被害状況の収集および応急措置に関すること。 ・ 消防団員の活動に対する支援に関すること。
今井駐在所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害実態の把握と各種情報の収集に関すること。 ・ 被災者の避難・誘導に関すること。 ・ 交通の規制に関すること。 ・ 公共の安全と秩序の維持に関すること。
交通安全協会第15支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の誘導の補助に関すること。 ・ 住民の避難・誘導に関すること。
民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要配慮者の支援に関すること。 ・ 高齢者や障害者の安否確認に関すること。
青梅女性防火・防災の会 第11支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設・運営に関すること。 ・ 避難民に対する炊き出しに関すること。
防災士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災活動の企画、指導、助言に関すること。
市立藤橋小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の避難・誘導および安全教育に関すること。 ・ 避難所の開設・運営に関すること。
市立今井小学校	
市立新町小学校	
市立第三中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の避難・誘導および安全教育に関すること ・ 避難場所の開設に関すること。
市立新町中学校	

3 第11支会地区の概要

第11支会地区（藤橋、今井）は、青梅市の東端に位置し、面積は約5.6k㎡である。地区のほぼ中央には、荒川水系に属する霞川が流れ、流路の両側には低地が広がっている。また、北側には霞丘陵が広がり、麓には家屋が点在している。一方、南側は台地になっており、畑地として利用されてきたが、今は住宅地として開発が進んできており、さらに今井4丁目地内において区画整理事業による物流施設の整備も進められている。

自然災害が危惧されるところとしては、霞川北側の急傾斜地等における土砂災害、霞川流域、矢端川流域、今井3丁目地域の大雨時の水害、また、立川断層による直下型地震による震災などである。

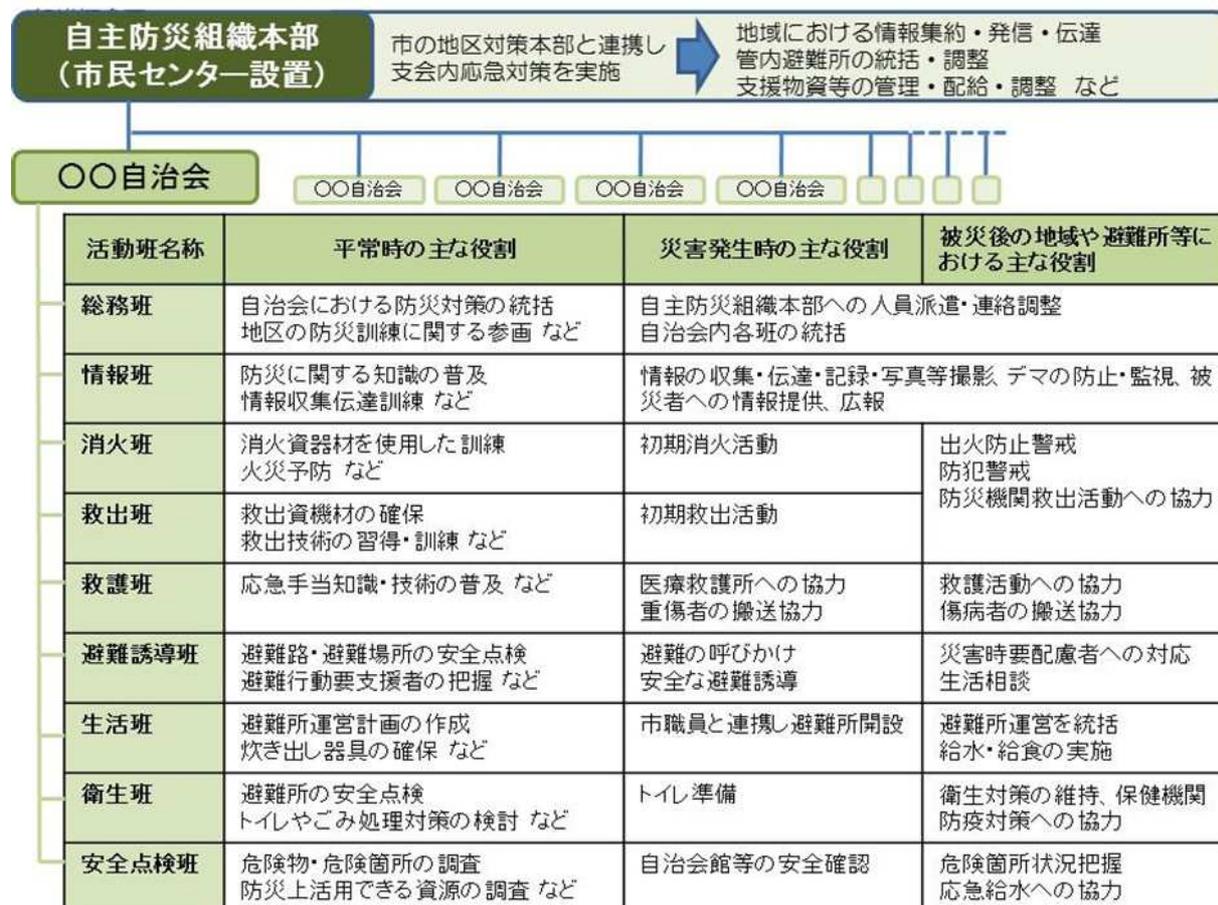
なお、令和7年1月1日現在の人口は10,649人（藤橋地区：3,613人、今井地区：7,036人）、世帯数は5,276世帯（藤橋地区：1,705世帯、今井地区：3,571世帯）である。

第2部 災害予防計画

I 災害に強い地区づくり

(1) 災害に強い体制づくり

災害に強い地区づくりのため、平時からの体制を構築する（例：下図）。



(2) 震災に強い地域づくり

ア 建物の耐震化

第Ⅰ 支会地区内の旧耐震基準で建設された建物の所有者に対しては、青梅市の耐震に関する補助事業を活用しての耐震診断および耐震補強工事の推進を通して、建物の耐震化率の向上を図るものとする。

第Ⅰ 支会地区管内公共施設の耐震化の状況

（青梅市耐震改修促進計画：令和3年度）

施設名	構造	延べ床面積（㎡）
今井市民センター本館	鉄筋コンクリート造2階建	775
今井市民センター体育館	鉄骨造1階建	898

施設名	構造	延べ床面積 (㎡)
市立藤橋小学校校舎	鉄筋コンクリート造4階建	5,031
市立藤橋小学校屋内運動場	鉄骨造2階建	936
市立今井小学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	5,857
市立今井小学校屋内運動場	鉄骨造2階建	996
学校給食センター藤橋調理場	鉄骨造2階建	2,655
自立センター就労支援事業所	鉄筋コンクリート造2階建	1,767
自立センター生活介護事業所	鉄筋コンクリート造2階建	1,524
共同利用工場A棟	鉄骨造1階建	644
共同利用工場B棟	鉄骨造1階建	842

上記建物は、すべて耐震性あり

イ 家具等の転倒・落下等の防止対策の推進

地震発生時の人的被害の多くは、室内における家具類等の転倒・落下等によって生じていることから、負傷者を減少させ、負傷の程度を軽くし、地震後の出火防止や地域での救出・救護活動を迅速に行うことができるようにするため、家具等の転倒・落下等の防止対策の推進を図る。

ウ 各家庭における出火防止等の対策

大地震等において、出火防止等の徹底を図るため、日ごろ各家庭において次の事項を推進する。

- (ア) 住宅用火災警報器の点検、消火器の設置、風呂の水の汲み置き
- (イ) 火気使用設備、器具の点検およびその周辺の整理整頓
- (ウ) 可燃性危険物の管理の徹底
- (エ) 家具等の転倒防止措置
- (オ) ブロック塀の転倒防止措置
- (カ) 飲料水、食料品等の備蓄

エ 防災訓練の実施

大地震等の発生に備え、地域住民、自主防災組織等の緊密な協力体制づくりの推進を図るとともに、情報の収集・伝達、初期消火、避難等が迅速かつ的確に行動できるよう防災訓練を実施する。

また、「自分たちの街は自分たちで守る」という防災意識の高揚を図るため、広報等により防災訓練への積極的な参加を促すとともに、訓練内容の充実を図る。

(3) 風水害に強い地域づくり

ア 土砂災害対策の推進

土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

第ⅠⅠ支会管内土砂災害警戒区域等の指定状況（令和5年3月末現在、単位：箇所数）

指定地区	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
	急傾斜地	土石流	急傾斜地	土石流
今井Ⅰ丁目	5	7	5	5
藤橋Ⅰ丁目	1	1	1	1
計	6	8	6	6

※ かけ崩れや土石流などの土砂災害の恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定している。

イ 警戒避難体制の整備

土砂災害に関しては、警戒区域ごとに情報の収集および伝達、予報または警報の発令および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について事前に定めておく。

ウ 浸水対策の推進

令和2年度に東京都都市型水害対策連絡会が主体となって作成した「霞川および多摩川上流圏域浸水予想区域図」によると、想定し得る最大規模の雨が降った場合、『霞川流域の大門、今寺、藤橋、今井等の一部の地区では、1.0～2.0mの浸水となるおそれがある。』とされている。

なお、平成28年8月22日の台風9号による大雨では、今井3丁目において床上浸水等の重大な被害が出たほか、藤橋2丁目、今井1丁目、今井2丁目においても冠水被害等があった。

このため、今後、浸水が予測される場所については、浸水想定区域周辺住民の迅速な避難体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及

第ⅠⅠ支会地区防災対策委員会は、「自分たちの町は自分たちの手で守る」という意識を啓発するために、次により防災知識の普及を行う。

ア 普及事項

(ア) 第ⅠⅠ支会地区防災対策委員会組織および防災計画に関すること。

(イ) 地震、火災、土砂災害および水害等についての知識に関すること。

- (ウ) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (エ) その他防災に関すること。

イ 普及方法

- (ア) パンフレット等の配布
- (イ) 座談会および講演会等の開催

2 避難行動要支援者支援制度の推進

青梅市では、平成23年の東日本大震災を踏まえて改正された災害対策基本法にもとづき、平成27年度から、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を進めるため、関係要綱等の整備を行うとともに、平常時から名簿の提供にむけて準備を進めている。

このため、第11支会地区防災対策委員会においてもこの支援制度の理解と名簿情報の受領、保管、活用および管理について検討を行っていく。

参考 第11支会地区状況（令和6年11月16日現在）

対象者 1,094人（うち同意者 810人、その他 284人）

3 災害対策用物資の備蓄

- (1) 青梅市防災倉庫（今井・藤橋地区）に備蓄する資機材は「第5部資料の別表第6」のとおりとする。
- (2) 第11支会地区防災対策委員会は、災害発生時の応急活動が適正に行えるよう、防災資材の整備を図るものとする。

第3部 震災応急対策計画

I 応急活動体制

(1) 第11支会地区災害対策本部

ア 本部の設置

青梅市で「震度5弱」以上の地震が観測された場合、または東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合には、今井市民センター内に「第11支会地区災害対策本部」を設置する。

本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部（市役所）にその旨を連絡する。

地震に関する本部の設置については、原則として連絡を待つことなく自主的に市民センターに参集する。

イ 本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

自治会連合会第11支会正副支会長、消防団第3分団正副分団長、交通安全協会第15支部長、まとい会霞東支部長、女性防火・防災の会第11支部長、防災士の代表者、民生児童委員の代表者、今井市民センター職員、その他状況に応じて必要な要員

ウ 本部の活動

本部は、第11支会地区内の被害状況等の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

エ 本部の廃止

地震による災害発生のおそれがなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

(2) 自治会本部

ア 自治会本部の設置

青梅市で「震度5強」以上の地震が観測された場合には、各自治会館内に「自治会本部」を設置する。

本部を設置した場合には、第11支会地区自主防災対策本部（今井市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

正副自治会長、自治会役員、まとい会会員、交通安全協会第15支部指導員、その他必要とする者をもって構成する。

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集に努めるとともに、第11支会地区災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて食糧等の支援の要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

地震による災害発生のおそれがなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、第11支会災害対策本部へその旨を連絡する。

(3) 情報連絡体制

第11支会地区防災対策委員会は、有線電話、携帯電話、第11支会地区防災用無線、青梅市防災行政無線（移動系）を活用して被害等の情報収集に努める。

また、必要に応じて消防団無線の活用およびアマチュア無線協会に協力を要請する。

2 避難計画

(1) 避難所等の開設場所

震災時の避難所および避難場所は、青梅市地域防災計画で定められているが、第11支会地区の指定場所は、次のとおりである。

避難場所等	所 在	電 話 番 号	備 考
市立藤橋小学校	藤橋3-13-1	31-2295	避難所
今井市民センター	今井2-908-1	31-8600	
市立今井小学校	今井2-947-1	31-2225	避難所
自立センター	今井5-2434-2	32-1631	2次避難所

※ 避難所とは、災害により、住宅を失ったり、インフラ停止により生活が困難になった被災者が一定の期間避難生活をするための場所。

※ 避難場所とは、地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護し地域の災害情報交換や安全を確認するための場所。

※ 二次避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を対象にした避難所。

※ 避難所等への移動手段は、原則徒歩とするが、状況により徒歩によりがたい場合は、その限りではない。

(2) 避難所の運営

自治会、自主防災組織等を中心とした自主的な避難所運営を図るためには、避難所の管理・運営についてのルール等を平常時から決めておくことが大切であることを踏まえ、市が作成した避難所運営マニュアルガイドラインにもとづき、避難所ごとの運営マニュアルの作成を推進する。

なお、避難所の運営においては、男女共同参画の観点から、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮し、プライバシーの確保に努める。

第4部 風水害等応急対策計画

I 応急活動体制

(1) 第11支会地区災害対策本部

ア 本部の設置

次の場合に、今井市民センター内に「第11支会地区災害対策本部」を設置する。

- (ア) 台風が接近して第11支会地区において大きな被害が発生することが予想される場合
- (イ) 青梅市に「土砂災害警戒情報」が発表された場合
- (ウ) 霞川が「はん濫危険水位」に達した場合
- (エ) 青梅市役所の雨量計で最大1時間降水量が50ミリを超えた場合または24時間降水量が300ミリを超えた場合
- (オ) その他、第11支会地区防災対策委員会会長が必要と判断した場合
- (カ) 本部構成員への連絡は市民センターで行う。

イ 本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

自治会連合会第11支会正副支会長、消防団第3分団正副分団長、交通安全協会第15支部長、まとい会霞東支部長、女性防火・防災の会第11支部長、防災士の代表者、民生児童委員の代表者、今井市民センター職員、その他状況に応じて必要な要員

ウ 本部の活動

本部は、第11支会地区内の被害状況等の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

エ 本部の廃止

風水害による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

(2) 自治会本部

ア 自治会本部の設置

風水害により自治会管内で大きな被害が発生した場合、および発生するおそれがある場合は自治会館等に「自治会本部」を設置する。

本部を設置した場合には、第11支会地区自主防災対策本部（今井市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

正副自治会長、自治会役員、まとい会会員、交通安全協会第15支部指導員、その他必要とする者をもって構成する。

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集に努めるとともに、第11支会地区災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて食糧等の支援の要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

風水害による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、第11支会災害対策本部へその旨を連絡する。

2 避難計画

(1) 避難情報

災害による被害が発生することが予想される場合、市長は「高齢者等避難」、「避難指示」または「緊急安全確保」を発令する。

「自らの身を守る」ため、早めに避難することが重要である。

ア 高齢者等避難

災害対策基本法にもとづき、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供などを行い、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すために発令される。

イ 避難指示

災害対策基本法にもとづき、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害を防止するために特に必要がある場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される。

ウ 緊急安全確保

災害対策基本法にもとづき、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難場所等への立退き避難がかえって危険な恐れがある場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される。

(2) 避難基準

大雨警報が発令され、河川の氾濫等により人命に危険な状況が予測される場合、避難を行う。

土砂災害については、原則、気象庁と東京都が合同で発表する「土砂災害警戒情報」が発表され、最大1時間降水量が50ミリまたは24時間降水量が300ミリを超えた場合、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている区域の居住者は自主的に避難する。

また、土砂災害の前兆現象（斜面に亀裂、小石が斜面からぱらぱら落ちるなど）等に気づいた場合、直ちに安全な場所に自主的に避難を行う。

(3) 避難所（避難場所）の開設場所

ア 高齢者等避難が発令に伴う自主避難者の受入れ

高齢者等避難が発令された際には、自主避難者の受入れのために「自主避難者受入れ所」を開設することとし、自主避難者受入れ所は今井市民センターとする。

イ 風水害時の避難所・避難場所・一時集合場所

(ア) 風水害時の一時集合場所は、原則として地元自治会館とする。

(イ) 地元自治会館が土砂災害等により被害を受ける恐れがある場合には、他の隣接する自治会館とする。

(ウ) 自治会館等で避難者を収容できない場合には、市の風水害時避難場所である市立藤橋小学校、今井市民センターを開設する。

(エ) 自治会館が警戒区域等に含まれる場合は代替え施設を検討する。また、警戒区域（イエローゾーン）内でも鉄筋コンクリート造であれば利用について、2階等の上層階を利用可とする。

(オ) 土砂災害の危険がある場合には、山側と反対の部屋に避難する。

(カ) 第11支会地区管内の避難所、避難場所、一時集合場所は、「第5部資料の別表第5」のとおり。

(ケ) 避難所等への移動手段は、原則徒歩とするが、状況により徒歩によりがたい場合は、その限りではない。

(4) 避難所の運営

風水害時の避難は、浸水被害や土砂災害等が発生する前に避難を行う必要がある。

このため、地域の住民に避難所や避難方法などについて、日ごろから周知に努める。

また、避難所の運営は、自治会役員、地元の各種団体等が連携して行う。

(5) 車両の退避場所

今井3丁目、藤橋3丁目およびその周辺の住民は、大雨が予想され車両の退避が必要な場合は、今井3丁目自治会館横の市有地または今井3-10-9にある商業施設（フォレオ青梅今井）の屋上駐車場も利用可能とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この計画は令和7年1月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 平成29年6月22日施行の第11支会地区防災計画は、廃止する。

第5部 資料

別表第1

第11支会地区防災対策委員会本部員

団体名	氏名	住所	電話番号
自治会第11支会長			
自治会第11支会副支会長			
自治会第11支会副支会長			
自治会第11支会副支会長			
消防団第3分団分団長			
消防団第3分団副分団長			
交通安全協会第15支部長			
まとい会霞東支部長			
女性防火防災の会第11支部長			
防災士の代表（藤橋地区）			
防災士の代表（今井地区）			
民生委員・児童委員代表（藤橋地区）			
民生委員・児童委員代表（今井地区）			
今井市民センター所長			
今井市民センター職員			
今井市民センター職員			
今井市民センター職員			

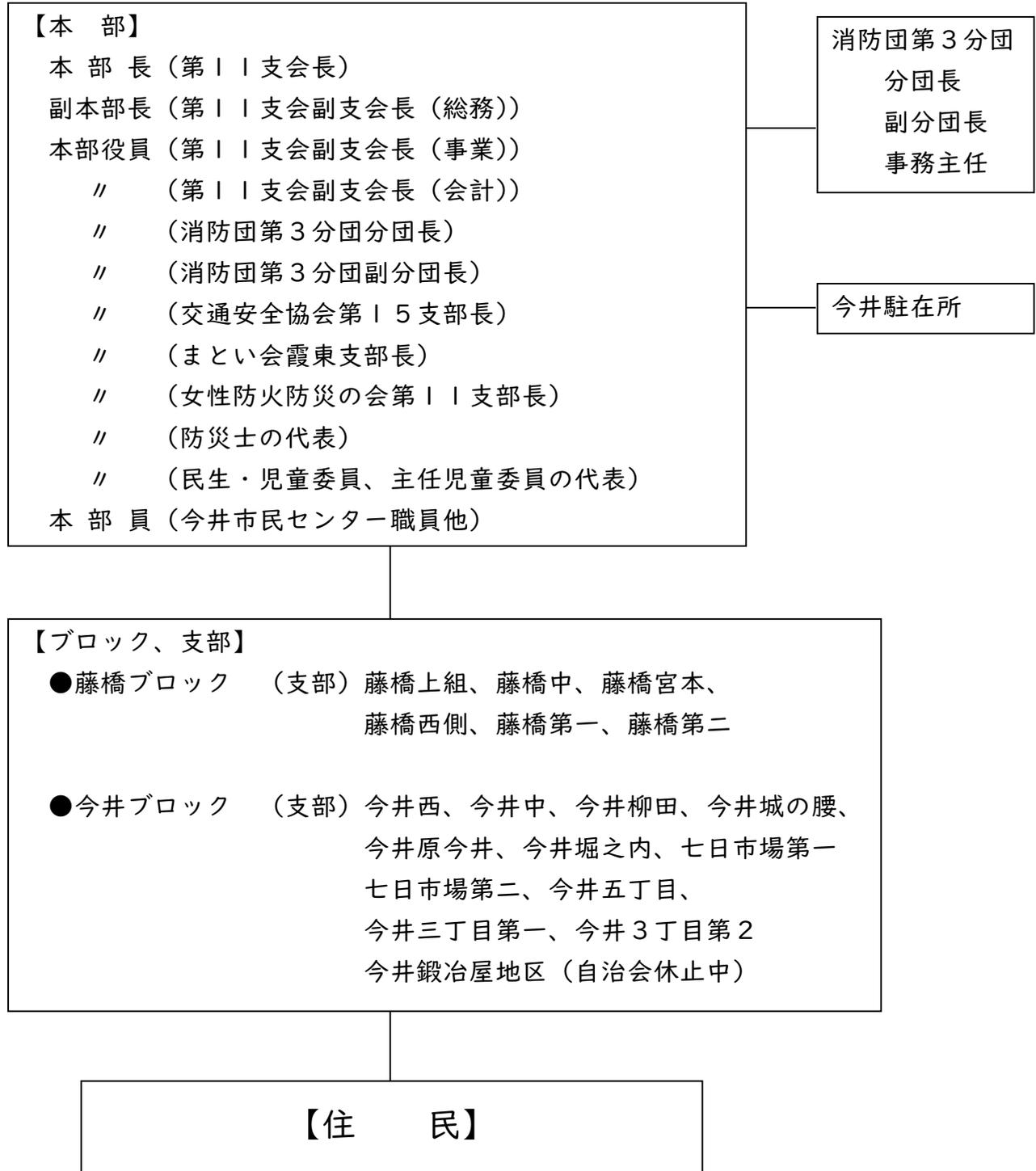
別表第2

第11支会地区関係機関・団体等連絡先

機関・団体	代表者	住所	電話番号
今井市民センター			
藤橋小学校			
今井小学校			
第三中学校			
新町中学校			
今井駐在所			
藤橋郵便局			

別表第3

第11支会地区防災組織図



別表第4

平常時および災害時における防災組織の任務分担

区 分	平 常 時	災 害 時
本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 規約、防災計画の作成 2 年間活動計画、予算の作成 3 委員会、役員会の開催 4 避難場所、危険個所の把握 5 総合防災訓練の立案 6 防災資器材等の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置 2 災害情報の収集および住民への伝達 3 被害状況の把握および報告 4 各支部への指示 5 市等への各種要請 6 資器材、応急食糧等の調達
支 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部の代表 2 支部防災活動を総括 3 避難行動要支援者の把握 	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡調整 2 支部の状況把握および本部への報告 3 各部長に指揮・命令等の伝達
副支部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部長の補佐 2 支部長に事故等あるときは職務を代行 	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部長の補佐 2 支部長に事故等あるときは職務を代行
広 報 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災意識の普及・高揚 2 他機関との連絡・調整 3 情報連絡訓練の計画・実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止・混乱回避等の広報活動 2 被害状況の収集および本部への報告 3 避難指示等重要情報の広報
防 火 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止の徹底および地域の安全点検 2 必要な資機材の整備・点検 3 初期消火訓練の計画・実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 初期消火活動 2 消防団等の消火活動への協力 3 住民への消火活動の協力呼びかけ
予 防 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の安全点検 2 避難路および一時集合場所の選定 3 避難訓練の計画・実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者や障害者の安全確認 2 安全な避難誘導 3 応急食糧および救援物資配布の協力
救 護 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出救護訓練の計画・実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者等の救出および救護所への搬送 2 負傷者の応急手当への協力 3 救護所の設置・開設への協力
調 達 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要資機材の備蓄・保守点検 	<ol style="list-style-type: none"> 1 資機材の調達 2 応急食糧・救援物資の調達 3 炊き出しの実施

別表第5

第11支会地区の避難所、避難場所、一時集合場所一覧

支 部	避難所	避難場所	一時集合場所
藤橋上組	(今井小学校) 藤橋小学校	今井市民センター、(今井小学校)	杣保葛会館
藤橋中		今井市民センター、(今井小学校)	杣保葛会館
藤橋宮本		今井市民センター、(今井小学校)	杣保葛会館
藤橋西側		今井市民センター、(今井小学校)	杣保葛会館
藤橋第一		今井市民センター、(今井小学校)	八雲会館
藤橋第二		藤橋小学校	八雲会館
今井西		今井市民センター、(今井小学校)	今井西組稻荷会館
今井中組		今井市民センター、(今井小学校)	中組公会堂
今井柳田		今井市民センター、(今井小学校)	今井柳田自治会館
今井城の腰		今井市民センター、(今井小学校)	城の腰自治会館
今井原今井		今井市民センター、(今井小学校)	原今井会館
今井堀之内		今井市民センター、(今井小学校)	堀之内自治会館
七日市場第一		今井市民センター、(今井小学校)	七日市場公会堂
七日市場第二		今井市民センター、(今井小学校)	七日市場公会堂
今井五丁目		自立センター	今井五丁目自治会館
今井三丁目第一		藤橋小学校	今井3丁目会館
今井3丁目第2		藤橋小学校	今井3丁目会館
今井鍛冶屋地区		今井市民センター、(今井小学校)	鍛冶屋公会堂

※今井小学校は、水害時の避難場所・避難所にはならない。

● 避難所

災害により、住宅を失ったり、インフラ停止により生活が困難になった被災者が、一定の期間避難生活を送る場所。なお、併設のグラウンドは避難場所となる。

また、「自立センター」は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮をする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院に至らない程度の在宅の要援護者を対象に、介護等の必要なサービスを提供出来る「二次避難所」にも、指定されている。

◎ 避難場所

災害発生時に、一時的に避難をして、避難者の生命を保護し、地域の災害情報交換や安全を確認するための場所。

○ 一時集合場所

災害発生時もしくは災害発生の恐れがある場合に、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所。

別表第6

救助用物資・応急対策資材等の備蓄品一覧

(令和6年1月現在)

I 備蓄食料・物資

No.	品名	数 量		
		今井市民センター	今井小学校	藤橋小学校
1	ビスケット類	950食	1,500食	750食
2	米粉クッキー	48食	48食	48食
3	アルファ化米(白米)(市)	1,850食	—	—
4	アルファ化米(味付ご飯) (市)	950食	—	—
5	白米(都)	—	300食	—
6	五目ごはん(都)	—	2,500食	—
7	しろかゆ(都)	—	2,500食	—
8	飲料水(490ml)	—	648本	456本
9	応急給水栓(黄)	—	1基	1基
10	応急給水栓(青) ※消火栓用	1基	1基	1基
11	発電機	1基	—	—
12	蓄電池 ※ソーラー発電機能付	1基	—	—
13	簡易トイレ	—	4基	4基
14	目隠しテント	1張	4張	4張
15	トイレ(便袋)	5,500枚	8,200枚	1,000枚
16	トイレットペーパー	100個	999個	—
17	折り畳み式ポリタンク (20L)	30個	180個	—
18	毛布(市)	320枚	—	—
19	毛布(都)	—	500枚	—
20	カーペット(市)	50枚	200枚	—

21	カーペット（都）	-	255枚	-
22	テント （ロータリークラブ）	-	1張	1張
23	日赤配備テント （2間×3間）	1張	-	-
24	炊き出し窯（日赤）	1台	-	-
25	カイロ	-	○	-
26	投光器	1台	-	-
27	スプーン	-	12,000本	-
28	オムツ（大人/M・L）	302枚	-	-
29	オムツ（S）	82枚	-	-
30	オムツ（M）	64枚	-	-
31	オムツ（L）	54枚	-	-
32	オムツ（Big）	42枚	-	-
33	生理用品	780枚	-	-
34	マスク（不織布）	-	28,800枚	-
35	マスク（サージカル）	-	2,800枚	-
36	応急危険度判定資機材	○	-	-
37	レスキュースリム （防災工具セット）	2セット	-	-
38	避難（場）所開設準備ボックス ※事務用品・消耗品	○	○	○
39	【感染症対策】 対策ボックス	○	○	○
40	【感染症対策】 マスク	1箱（大 29P×50枚） 小 5P×50枚	1箱（大 29P×50枚） 小 5P×50枚	1箱（大 29P×50枚） 小 5P×50枚
41	【感染症対策】 ペーパータオル	1箱 （35P×200枚）	1箱 （35P×200枚）	1箱 （35P×200枚）
42	【感染症対策】 足踏みスタンド	1台	1台	1台

43	【感染症対策】 アルコール除菌液（18L）	1 缶	—	—
44	シートマット（2m×1m）	40 枚	20 枚	20 枚
45	パーテーション （テント/2m×2m）	21 張	9 張	9 張
46	パーテーション （段ボール/160×112 cm）	70 枚	70 枚	70 枚
47	段ボールベッド	10 台	10 台	10 台
48	ウェットティッシュ	4 箱	4 箱	3 箱
49	浄水器	2 台	2 台	2 台
50	可溶性水酸化カルシウム剤 ※除菌・消臭用	2 個	2 個	2 個
51	特設公衆電話	—	5 台	5 台
52	パタット担架	1 枚	—	—
53	救急セット	1 式	—	—
54	救出・救助資機材	1 式	—	—
55	マウンテンバイク	1 台	—	—
56	脚立	1 脚	—	—
57	畳	—	4 枚	—
58	メガホン	1 台	1 台	1 台
59	送風機	1 台	1 台	1 台
60	フェイスタオル（日赤） （個別包装・600 枚／箱）	1 箱	—	—
61	外部給電機 （パワームーバ） ※電気自動車からの給電	1 台	—	—

※「○」は配備されていることを示す。

2 水防関係

No.	品名	数量		
		今井市民センター	今井小学校	藤橋小学校
1	土嚢袋	2,000袋	—	—
2	パイル(留杭)	300本	—	—
3	ブルーシート	100枚	—	—
4	スコップ	10本	—	—
5	つるはし	10本	—	—
6	掛矢	5本	—	—
7	ジョレン	10本	—	—

別表第7

青梅市第11支会地区防災対策委員会 規約

(名称および組織)

第1条 本会は青梅市第11支会地区防災対策委員会（以下「本会」と称し青梅市自治会連合会第11支会（以下「支会」）管内を区域とし区域内自治会長および区域内各種団体代表者をもって組織する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は青梅市今井市民センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は災害時における地域防災体制を整備するとともに地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域内における総合的な防災計画を作成すること。
- (2) 災害時に第11支会地区防災対策本部を設置すること。
- (3) 地域住民を対象とした防災訓練および防災意識普及運動を行うこと。
- (4) その他目的達成に必要な事業

(会議)

第5条 本会の会議は会長が召集し毎年1回以上開催する。

2 会議の議長は会長が行い議事は出席者の過半数で決し可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1人
- (4) 会計監事 2人

(役員を選任)

第7条 会長は支会長がこれに当たる。

2 副会長は副支会長および地域防災関係団体代表者のうち会長から指名された者がこれに当たる。

3 会計は支会の会計が、会計監事は支会の会計監事がこれに当たる。

(規約の改正)

第8条 この規約の改正は会議において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(会計)

第9条 本会の経費は補助金、助成金、その他をもってこれに当てる。

2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第10条 この規約の施行に関し必要な事項は会長が定める。

付則

この規約は、平成8年6月13日から施行する。